

第4節 これからの人権教育

1 人権文化の創造とは

(1) 人権文化の創造とは

ア 人権文化のまちづくりとは

人権文化について、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画は、「人権という理念が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが、当たり前になっている社会の在り方」と定義している。また、「人権文化の創造を目指して」策定された愛媛県行動計画においては、「人権尊重の理念が人々の思考や行動の基準として日常の生活に根付き、人間関係と社会関係の基本原則となる」と記されている。

すなわち、人権文化を創造するにあたっては、まず私たち一人ひとりが人権尊重の意義やその重要性を知識として確実に身に付けるとともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を十分に身に付けることが重要である。

そして、人権尊重を単なるスローガンで終わらせるのではなく、まちづくりや、そこに住む人々の日々の仕事や暮らしを「人権にどれだけ配慮がなされ、大切にされているか」という視点で見直し、人権侵害を生じさせない社会環境をつくりだすことが求められる。私たちが具体的に人権尊重の姿勢を示していくことが、人権文化のまちづくりにつながっていくのである。

イ 人権文化を考える

ある駅でのことです。Aさんは、点字ブロックの上に自転車を駐輪して、電車に乗りました。点字ブロックの上には、何台かの自転車が止められていました。

点字ブロックの上に自転車を置いた、というAさんの行動を人権の視点から考えてみよう。Aさんは、点字ブロックが何のためにあるのか知らなかったのかもしれない。すると、点字ブロックに関する確かな知識や理解が不足していたことになる。また、たとえ知っていたとしても、「自分さえよければいい。」「他の人も置いているから自分もかまわないだろう。」と考えて駐輪したのかもしれない。このような自己本位的な考えでは、私たちに人権に関する知識や理解が広がったとしても、それが他者の人権に配慮した態度や、正しい知識、豊かな感性をもとに差別をなくしていこうとする意欲や行動に結びつかなければ、一人ひとりの人権を尊重する社会づくりはできない。つまり、社会に人権文化は根付かないことになる。

このように、私たちの日常生活における考えや行動、社会の在り方などを人権の視点から見つめ直し、知識、態度そして行動へとつなげていく取組が、人権文化を創造していく上できわめて重要である。

ウ 人権文化の創造と人権教育

人権文化を創造していくうえで、次のような2つのアプローチが考えられる。

第一に、「差別の文化」を弱めるということである。「差別の文化」の土壌となっている日本社会特有の人権のとらえ方、例えば世間体意識、血筋を重視する考え方、「男は仕事、女は家事」という性別役割意識など、「差別の文化」の土台となっている価値観や考え方について、自分自身を見つめ直し、「差別の文化」を解消していこうとする実践力を育てていくことが大切である。

第二に、他者との肯定的な出会いを広げ、人権のための社会的なネットワークを育てることである。他者との出会いは、違った価値観や生き方に触発される機会になったり、自己を映し出す鏡になったりする。人権にかかわって、さまざまな関心や考え方をもつ人々が、相互のネットワークを広げることによって、人権文化はより豊かなものになっていく。

このような人権文化を創造していく営みの一つとして、人権教育は重要な役割を担っていると考えられる。

(2) 人権文化の創造のために ―これからの人権教育―

愛媛県行動計画が指摘するように、私たちの社会や日常生活、そして生き方そのものが人権と深く結びついており、人権という普遍的文化の創造を目指すためには、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で、主体的に人権教育に取り組むことが、何よりも大切である。

ア 同和教育の成果を踏まえた人権教育の推進

同和教育の取組は、我が国固有の人権問題である同和問題について正しい理解と認識を深めるだけでなく、広く人権尊重の精神の高揚を図り、あらゆる人権問題に対する理解を深めてきた。特に、第2節「人権教育の背景」でも述べたように(21-22頁)、同和教育の「差別の現実から深く学ぶ」といった考え方などは、今後の人権教育の推進に当たっても重要な視点である。

イ あらゆる場を通じた人権教育

家庭、地域社会、学校及び企業などあらゆる場を通じて、人権尊重の心をはぐくみ、人権意識に根ざした行動につながる生涯学習を進めることが重要である。そのため、誰もが、いつでも、学習に自主的に取り組むことができるような人権教育を推進していくことが大切である。

(ア) 家庭・地域社会における人権教育の推進

家庭が生涯学習の原点であることを踏まえ、人権の尊重を基調とした家庭教育の充実や、地域社会の活性化と教育力の向上を図ることが重要である。そして、家庭・地域における人権教育の推進にあたっては、次のような内容が考えられる。

- 人権教育や子育てについての親への学習機会の拡充や情報提供
- 家庭や子どもを取り巻く環境の整備
- 男女共同参画社会実現に向けた意識啓発

- 社会教育施設での学習機会の充実
- 地域社会の実態に応じた効果的な学習案の開発及び学習内容の研究
- 指導者養成及び指導者の資質の向上をめざした講座の開設
- 家庭、地域社会、学校のネットワークづくりの推進

(イ) 学校等における人権教育の推進

子どもが権利の主体者であることを踏まえ、あらゆる教育活動を通じて「人権の共存」についての理解を深め、それを態度や技能・行動へと結びつける力を高めていくことが求められている。そして、学校における人権教育の推進にあたっては、次のような内容が考えられる。

- 全教育活動を通じた人権教育の推進
- 保育所・幼稚園、小・中・高等学校の一貫した人権教育の推進
- 研究指定校等の成果の普及と教材の整備
- 教職員の指導力の向上と研修の充実
- 大学等における人権教育の推進

(ウ) 企業における人権教育の推進

企業は人権を大切にしたい社会づくりに貢献するという社会的責任を担っており、一層の人権教育への取組が求められている。そのためには、企業内の推進体制の強化、充実を図り、民主的で明るい職場をつくっていくことが必要であろう。そして、特に、企業には、就職の機会均等を確保していくことが重要である。これまで、企業によっては、性別による雇用の格差セクシャルハラスメント、同和問題に係る身元調査などが指摘され、企業としての人権意識が問われてきた。すべての人々に開かれた雇用の機会を提供し、差別のない雇用関係を構築していくことが、人権尊重を基盤とした社会づくりの基本であることをすべての企業が認識し、主体的で積極的な人権教育を推進していかなければならない。

(エ) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権文化を創造するためには、あらゆる人を対象に人権教育を進めることが必要であるが、公務員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者は、特に人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事していることから、研修等による人権教育の充実に努める必要がある。また、人権尊重の社会を形成する上で大きな役割を担っているマスメディア関係者においては、一層の人権教育への取組が重要である。

ウ 生涯学習としての人権教育

教育への権利は生涯のあらゆる段階の権利であり、生涯学習によって保障されるものである。したがって、人権教育は、人権教育とは何かを学ぶことにとどまらず、学ぶことが人権であること、いわゆる「人権としての教育」を生涯にわたって保障されることが求められている。

また、人権教育は、学校等を通じての公的学習のみならず、家庭やマスメディア等を通じて

の非公的学習において、すべての年齢層、すべての人を対象に実施されることが必要である。

エ 新しい手法を加味した人権教育

これまでの人権に関する学習は、主として、同和問題の解決をめざす取組の中で、さまざまに工夫されてきた。例えば、自治会等での懇談会形式、テーマに沿った講義方式、啓発映画の冊子を使用した教材学習形式等で行われてきた。これらの手法は、一度に多くの人に一定レベルの理解を図ることができることから、基礎的な人権教育を実施するのに有効な方法ではあるが、学習者が受け身になること、知識の理解にとどまってしまうなどの問題点もあった。

また、人権に限らず現代的課題に関する学習においては、そのテーマが深刻であればあるほど知識詰め型になる傾向が見られ、「堅い」、「厳しい」、「苦しい」、「権威的」といったマイナスイメージが蓄積されてしまうことも指摘されている。

このため、今後の学習方法については、従来の形式も活用しながら、学習者が主体的に取り組み、具体的な行動につながる力を育てる学習へと発展させていくことが重要である。

欧州評議会が、昭和60年（1985年）に出した「学校における人権教育のための勧告」においては、コミュニケーション力（人の意見を聞いたり、自分の意見を述べたり、議論したりする力）や判断力（情報を分析したり、結論を導き出したり、偏見や固定観念を識別したりする力）などの知的スキルや、「違いを認め、受容する力」「肯定的な人間関係をつくる力」「対立を非暴力的に解決する力」「決定に参加し、責任をとる力」「人権を守るために行動する力」などの社会的スキルが、基本的な人権スキルとして位置づけられている。このような具体的な行動につながる力を育てるような世界の人権教育の手法に学ぶことも大切である。

2 行政の責務と推進者の役割

平成11年（1999年）7月の人権擁護推進審議会答申では、「人権教育・啓発に関する施策の推進について責務を負う国は、自らその積極的推進を図り、地方公共団体その他の関係機関など人権教育・啓発の実施主体としてそれぞれ重要な役割を担っていくべき主体とも連携しつつ、国民の努力を促すことが重要である。」と述べている。

つまり、国及び地方公共団体が推進する人権教育及び人権啓発においては、学校、地域、家庭・職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、効果的な手法を採用しながら多様な学習機会を提供しなければならない。また、人権教育及び人権啓発の実施にあたっては、国民の自主性を尊重することはもちろん、政治や運動とは一線を画し、中立性の確保を旨として行わなければならないことはいうまでもない。

さらに、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月）でも、国や地方公共団体の責務が示されているが、この中で国は、人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定しなければならないことが明記されている。また、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた施策を策定し、実施しなければならないとされている。

この法律の趣旨を踏まえ、本県においては、愛媛県人権尊重の社会づくり条例(平成13年3月)が制定され、県民の人権意識の高揚を図るための施策や人権擁護に資する施策が展開されることになった。

こうして、国と地方公共団体が一体となり、行政の責務として積極的な人権教育及び人権啓発の施策が進められようとしている。

これまで、同和教育は、学校、家庭、地域社会が一体となって推進されてきた。しかし、その推進母体は、あくまで学校教育や社会教育に携わっている人々や教育委員会を中心とする関係機関であった。今後の人権教育を推進するにあたって、同和教育の成果をあらゆる人権問題解決のために生かしていくためには、その推進母体を多様化するとともに拡大し、総合的な人権教育・啓発の取組としていく必要がある。つまり、教育委員会だけでなく行政の各部局を有機的に結びつけた人権教育及び啓発の取組とともに、それぞれの部局が行う事業を人権という視点から見直していくことが求められているのである。

国内行動計画に示された、人権にかかわりの深い特定の職業従事者のほとんどは、行政に携わる人々である。これらの人々が、国や県の示した人権教育に関する基本計画を具現していくために、人権教育の推進者としての自覚と使命観を持つことが、行政の責務を果たす第一歩なのである。

3 愛媛県における人権教育の方向

これまで見てきたように、本県においては、半世紀にも及ぶこれまでの同和教育の豊かな営みを中核に据え、同和問題の解決を目指しながらも、同和問題だけでなく現存する他のさまざまな人権問題にもつなげていくことを重要な課題とし、差別の解消と人権確立を目指す人権教育を推進してきた。このことは、「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画の次の一節に、端的に示されている。

「本県においては、さまざまな人権問題の分野で差別や偏見解消のための取り組みが行われてきましたが、特に同和教育は、県民の同和問題への理解と認識を深めるだけでなく、広く人権尊重の精神の高揚を図り、あらゆる人権問題に対する理解を深めてきました。」

これまで特別対策の法的根拠となってきた法律「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)が平成13年度末を持って失効したが、そのことが、同和問題の早期解決に向けた取組の放棄を意味するものではない。平成8年に出された地域改善対策協議会意見具申は、今後の同和教育の方向付けについて、「同和教育を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきと考えられる」と述べており、その後の国内行動計画や人権擁護推進審議会の教育、啓発に関する答申をうけた愛媛県行動計画においても、「同和教育の成果を踏まえた人権教育」を基本方針とするとともに、人権教育全体の中に同和教育を位置付けられた。引き続き積極的に推進することを強調している。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)や「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」(平成13年)等により、人権教育推進における国や県の責務が明確にされるとともに、それらに基づく基本計画も策定されている。

愛媛県においても、これまでの同和教育の成果や人権教育における今日的動向を踏まえながら、

今後も同和教育を人権教育全般にかかわる取組の中でその重要な柱と位置付け、積極的に推進することとしている。

それは、同和教育がこれまで培ってきた成果に基づき、今後も人権教育の推進としての役割を果たすべきであるという認識と同時に、人権教育全体の幅広い取組によって、すべての人々の人権尊重の意識がより高まっていくことが、必ず同和問題の解決にもつながっていくという理解に基づいている。

その場合重要なのは、「同和教育の成果を踏まえた人権教育」を具体的にどう展開していくかということである。そのためには本県において取り組まれてきた同和教育の、長く充実した実践の成果を継承するとともに、それを新たに人権教育の視点を通して検証し直し、しっかり位置付けていくことが重要である。それによって、より豊かな人権教育の構築が可能になる。同時に同和教育の実践が、いかに人権教育としての本質に根差していたかということを確認することもできるのである。

そこで、第2章、第3章では、それぞれ学校教育、社会教育における今後の人権教育の在り方について具体的に見ていくことにする。